

銀年

銀座でわかる年号

情報(第 135 号)



令和3年9月17日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦/和田 秀夫

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

イヌサフラン：周南市須々万（令和3年9月12日）

資格取得時の標準報酬月額



1 標準報酬の決定方法

前号では、標準報酬制度の意義について解説しました。標準報酬月額の決定をする時期には、以下の 4 種類があります。今号では(1)について詳しく解説します。

- (1) 資格取得時決定：被保険者の資格を取得したときに決定します。
- (2) 定時決定：毎年 4 月から 6 月の報酬月額の平均をもとに見直しを行います。
- (3) 随時改定：昇給等で固定的賃金の変動したことにより著しく標準報酬月額が変動した時に改定します。
- (4) 産前産後終了時改定・育児休業等終了時改定：復職後、報酬が下がったときに被保険者本人からの申し出により改定します。

2 資格取得時決定の概要及び手続き

事業所が従業員を雇用した場合、最初の手続きとして、資格取得日(雇入れ日)から 5 日以内に「健康保険・厚生年金被保険者資格取得届」を管轄の年金事務所に提出します(実際の提出先は広島広域事務センター)。

届書には、その従業員が受ける報酬月額を記載することになり、日本年金機構において標準報酬月額を決定し通知されます。

3 資格取得時の標準報酬額の決定方法

標準報酬制を採用した理由は、保険給付の実効性確保と事務手続きの簡素化であり(本誌前号参照)、標準報酬月額は仮の報酬です。

仮の報酬とはいえ、報酬月額と限りなく近いものでなければなりません。そのため、採用された従業員が実際に受けるであろう 1 か月の報酬月額を算定する必要があります。

具体的には、会社が決めた基本給、賃金規程で定められている資格手当、営業手当、皆勤手当、通勤手当等を加算していき、更に、その従業員がするであろう時間外労働時間数により、割増賃金を計算してこれを加算します。時間外労働時間数は、同職場で従事している方の時間数を採用することによいでしょう。

上記によって報酬月額を資格取得届の報酬月額欄へ記載して提出すると資格取得確認とともに、標準報酬決定通知がされますからこれを確認します。

月給制、日給制、時間給制と会社・個人ごとに異なるところ、要は、採用従業員の 1 か月分の報酬月額を算定すればよいわけです。

なお、時間外労働時間数を、例えば他の従業員の実績値から 10 時間と見込んで算定していたときで、實際上、20 時間になったという場合は問題ありません。

4 報酬の範囲

標準報酬月額は、毎月の健康保険料や厚生年金保険料を計算する基礎となるものです。これを決定するにあたって、報酬に含まれ、又は報酬に含まれないものがありますので、しっかりと区別しておく必要があります。

報酬とは、従業員が労働の対償として受ける全てのもので、ただし、臨時に受けるもの及び3月を超える期間ごとに受けるものを除くことにしています。これを表にすると次のとおりです。

報酬に含まれるもの	報酬に含まれないもの
基本給、役職手当、通勤手当※1、勤務地手当、宿直手当、家族手当、住宅手当、精皆勤手当、扶養手当、別居手当、年4回以上の賞与など	大入袋、見舞金、解雇予告手当、退職手当、出張旅費、交際費、慶弔費、傷病手当金、年3回以下の賞与※2 など

※1 通勤手当は税法上の非課税賃金であるところ、社会保険では報酬月額に含まれます。この点は労働保険においても同じです。

※2 報酬には含まれないものの標準賞与として、保険料が課されます。

5 現物給与

報酬は通貨払いのみならず、食事支給や社宅貸与、自社製品支給などがあると、これらは現物給与となり、通貨に換算して報酬月額に加えることになります。現物で支給されるものが、食事や社宅である場合は、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（日本年金機構のHPに全国現物給与価額一覧表が掲載されています）に基づいて通貨に換算し、自社製品等その他のもので支給される場合は、原則として時価に換算します。

あまり多い例ではないので、この程度の解説としておきます。

6 資格取得時の標準報酬月額の有効期間

資格取得時に決定した標準報酬月額は、取得時期によってその有効期間が次表のとおり異なります。その理由は、定時決定（次号以降に解説）により標準報酬月額を9月に改定するため、資格取得時の時期を考慮したものです。

資格取得日	有効期間
1月1日から5月31日まで	資格を取得した月からその年の8月まで
6月1日から12月31日まで	資格を取得した月から翌年の8月まで

7 標準報酬月額の調査

標準報酬月額は、社会保険制度の根幹をなしていることから、年金事務所の行う事業所調査では、これが適正であるかは基本的な調査項目となっています。届出が適正でないと認められたときは遡及して訂正を求められますから注意が必要です。

当法人では社会保険事務手続き等の代行を行っています

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
 銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦/和田秀夫
 TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
 E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
 URL: <https://ginza-syaroushi.com/>